



鳥取県令和5年台風第7号 災害復旧・復興本部会議（第4回）

【日 時】令和5年9月22日(金)午後4時30分～

【場 所】第3応接室（県庁本庁舎3階）

【参加者】知事、副知事、統轄監、関係部局

（テレビ会議参加）鳥取市、八頭町、三朝町

* その他市町村等には映像配信

【次第】

- 1 令和5年台風第7号災害についての激甚災害指定見込みについて
- 2 その他

令和5年台風第7号災害についての激甚災害指定見込みの公表

本日（令和5年9月22日）、閣議後記者会見において、松村防災担当大臣より令和5年台風第7号の暴風雨による被害について、被害状況の調査の結果、激甚災害に指定する見込みとなった旨、公表された。

今後は、激甚災害として指定する政令の制定に向けた手続きが進められることとなる。

<9月22日(金)松村防災担当大臣閣議後記者会見の概要(抜粋)>

8月15日に本州に上陸をし、東海、近畿、中国地方等に暴風雨をもたらした令和5年台風第7号の暴風雨による被害について、被害状況の調査の結果、激甚災害に指定する見込みとなりました。

具体的には、農地等の災害復旧事業等の特例については、地域を限定しない本激とし、公共土木施設の災害復旧事業等の特例については、鳥取県三朝町を局激とし、激甚災害に指定する見込みでございます。被災された自治体や被災者の皆様に置かれましては財政面や資金面に不安なく災害復旧に取り組んでいただきたいと考えております。

今後は激甚災害に指定する政令の閣議決定に向けた手続きを速やかに進めてまいり所存でございます。

令和5年台風第7号の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

1. 激甚災害の指定（見込み）

令和5年台風第7号の暴風雨による災害（仮称）

2. 適用措置の指定（見込み）

【本激】

①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
 （過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ）

②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
<p>①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条） 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 （過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ）</p>	<p>鳥取県三朝町</p>
<p>②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 （法第24条第1項、第3項、第4項） 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。</p>	

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合がある。

激甚災害指定により適用される措置の概要①

(令和5年台風第7号の暴風雨による災害)

(第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)

- 公共土木施設(河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・下水道・公園等)、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象
- 公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ
- 補助率 70%
(地方負担分への交付税措置を加えると98.5%)
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

- 補助率等を嵩上げ
70% ⇒ 83%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.2%)
(過去5カ年の実績の平均)
- ※プール計算方式
(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

(第5条) 農地等の災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象
- 自治体の被災農家1戸当たりの復旧事業費に応じ、段階的に国庫補助率を嵩上げ
- 補助率
農地 85%
(地方負担分への交付税措置を加えると97.8%)
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

- 補助率を嵩上げ
農地 85% ⇒ 96%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.4%)
(過去5カ年の実績の平均)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(令和5年台風第7号の暴風雨による災害)

(第24条)小災害債に係る元利償還金の 基準財政需要額への算入等

<通常の災害時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農家用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債(一般単独災害復旧事業債)の元利償還金を基準財政需要額に算入

■一般単独災害復旧事業債に係る地方財政措置

【公共土木施設、公立学校施設】

⇒起債充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5% (財政力補正)

【農林漁業施設】

⇒起債充当率 65%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5% (財政力補正)

<激甚災害指定時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について小災害復旧事業債の発行が可能となり、その元利償還金を基準財政需要額に算入
(対象地域は総務大臣が告示)

■小災害復旧事業債に係る地方財政措置

【公共土木施設】

(都道府県・指定都市) 1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満

(市町村) 1箇所の工事の費用が30万円以上 60万円未満

【公立学校施設】

1学校ごとの工事費用が10万円を超えるもの(※国の負担がないものに限る)

⇒起債充当率100%、

元利償還金に対する交付税措置率66.5%～95.0%(財政力補正)

【農地、農家用施設、林道】

1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満

⇒起債充当率 (農地)50% (農家用施設、林道)65%

(農地)74% (農家用施設、林道)80% (※)

※特に被害の著しい区域の場合

元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

主な被害状況

【9月22日正午現在】

◆9月11日付けの被害報告(第25報)からの異動状況

住家被害	全壊1棟(鳥取市)、半壊2棟(鳥取市2)、床上浸水11棟(鳥取市1、倉吉市7、三朝町3)、 床下浸水72棟(鳥取市45、倉吉市12、若桜町1、智頭町4、八頭町4、三朝町5、湯梨浜町1) (変更内容) ○鳥取市の床上浸水1棟が半壊1棟に変更 ○鳥取市の床下浸水1棟増
------	--

農地・農業用施設、林道の対応

- 激甚災害指定に伴い災害査定効率化が図られ、早期の復旧に取り組むことが可能。
- 復旧工事に係る地元負担額が低減され、農家が安心して災害復旧に取り組むことが可能。

1 災害査定効率化(大規模災害時査定方針の適用)

【農地・農業用施設】

- ・机上査定限度額:査定対象件数の概ね9割に達する金額まで引き上げ(具体的な引き上げ額は2週間後に農林水産省から通知)
- ・採択保留額:保留見込み箇所数の概ね6割に達する金額まで引き上げ(具体的な引き上げ額は2週間後に農林水産省から通知)
- ・査定設計書添付図面の簡素化:平面図は既存の台帳や航空写真で対応可能、断面図は代表断面図のみなど
- ・査定設計書添付写真の簡素化:起点及び終点並びに航空写真等による全景写真

【林道】

- ・机上査定限度額:査定対象件数の概ね7割に達する金額まで引き上げ(500万円未満→1,500万円未満 査定期間短縮)
全157箇所中 現地査定97箇所→47箇所を予定(50箇所の減)
机上査定60箇所→110箇所を予定(50箇所の増)
- ・採択保留額:保留見込み箇所数の概ね6割に達する金額まで引き上げ(2億円以上→3億2,000万円以上 保留件数減少による早期着手)
採択保留 5箇所→ 2箇所を予定(3箇所の減)
- ・査定設計添付書類の簡素化:現地に行けない場合は航空写真、平面図等必要最低限、概略設計で対応可能
(30箇所程度 準備期間短縮)

2 地元負担額の低減

- 農地・農業用施設、林道とも、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の規定による補助の特別措置適用
- ・特別措置適用に伴う国庫補助率の引き上げ。→復旧工事に係る農家負担額が大幅に低減

公共土木施設の対応

台風7号による公共土木施設の被害状況

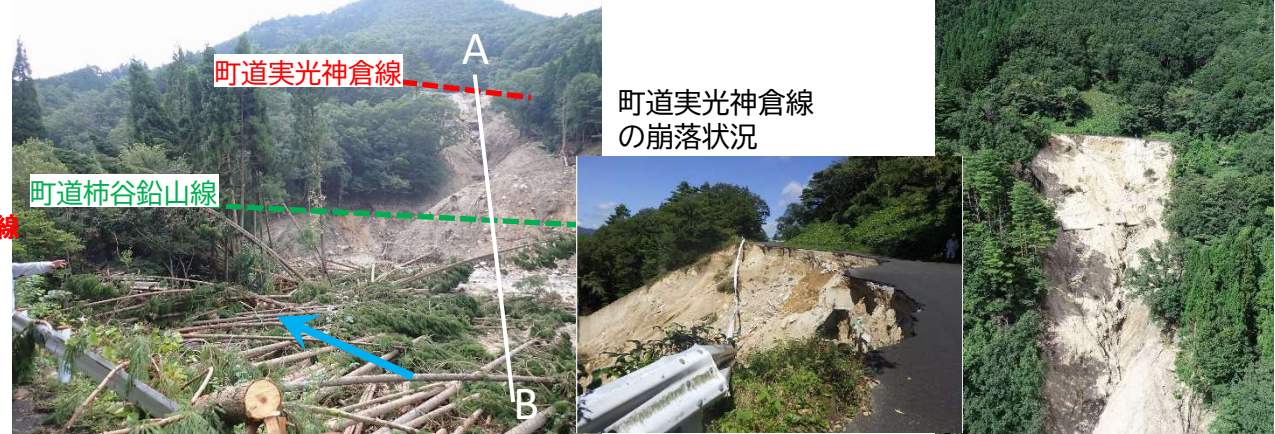
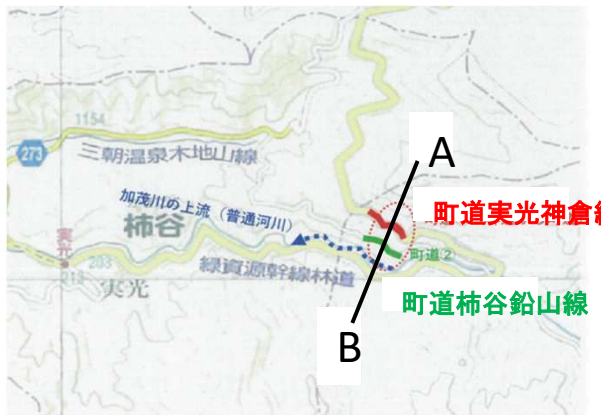
(千円)

		河川		砂防施設		道路		橋梁		港湾		公園		箇所 合計	金額 合計
		箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額		
鳥取県施設 合計	A	311	11,940,460	73	1,064,800	106	3,633,498	0	0	4	250,000	0	0	494	16,888,758
市町村施設 合計	B	60	1,031,600	0	0	78	2,102,600	1	300,000	0	0	3	140,000	142	3,574,200
うち 三朝町分		6	56,800			21	606,800					1	40,000	28	703,600
総合計	A+B	371	12,972,060	73	1,064,800	184	5,736,098	1	300,000	4	250,000	3	140,000	636	20,462,958

- 激甚災害(局激)の指定により、復旧事業の補助率がかさ上げされる見込み。
※過去の例 : 平成30年災 智頭町 通常負担率0.667 + かさ上げ負担率0.052 = 計0.719
- 三朝町内で発生した施設の被害規模が甚大であったため、発災直後から、中部総合事務所県土整備局と(公財)鳥取県建設技術センターが、現地調査や復旧工事の設計を支援中。
- あわせて、大規模崩落を伴う町道災害にあっては、本県在住の「災害専門家」の派遣による指導・助言も伺いながら、合理的な復旧工法や早期復旧に向けた検討を進めている。
※災害専門家: (公社)全国防災協会が認定する災害復旧技術のエキスパートで、県内で4人(県土木技師OB)が登録されている。
- 三朝町内の主な被災箇所

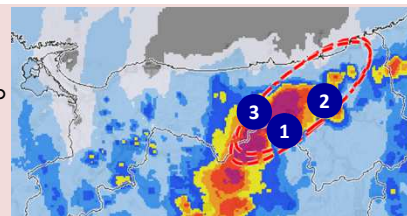
上下部で併走する2本の町道が大規模に崩落し、下流の普通河川まで到達。
延長約70m×斜面長約240m、面積1.7ha、崩落土量約20,000m³、被害額約4億円
町道実光神倉(さねみつかんのくら)線、町道柿谷鉛山(かきたになまりやま)線

上空から見た崩落状況



【参考】台風第7号に係る気象概況及び被害状況

- 8月15日16時40分に**大雨特別警報**が発表され、鳥取市内全域に「**緊急安全確保**」が発出。
- 県内東部～中部にかけて**線状降水帯が発生**(8/15 7:40～9:00)し、記録的大雨を降らせた。



【雨量の状況】 降り始め(14日12時)から17日16時までの雨量(県観測値)

- ① ^{さじちよう}鳥取市佐治町 627ミリ、② ^{あそう}八頭町麻生 354ミリ、③ ^{なかつ}三朝町中津 611ミリ

※気象庁のレーダー解析雨量では、佐治町付近で24時間雨量700ミリを解析。(8月15日0時～24時)佐治町では、平年の8月分の3倍を超える総雨量となった。

被害状況

◎ 過去最大の風水害 昭和62年台風第19号に次ぐ農林・土木被害額 (316億円)

◆ 農林施設関連 (被害額 110億円)

<主な被害状況>

水田法面崩壊、農道の崩落、水路破損・閉塞、橋梁の流失等、林道および林業専用道等の路肩崩壊等 (【農地・土地改良施設】 <<被害額67億円>> 【林道・林業専用道等】 <<被害額43億円>>)



[林道の崩壊(鳥取市河原町赤井谷)]

◆ 公共土木施設関係 (被害額 205億円) ※市町村管理施設含む

<県施設の被害状況> 河川 311件、砂防 73件、道路 106件、港湾 4件

【国道482号】

「佐治町福園(ふくその)～古市(ふるいち)」区間は、**9月1日(金)早朝より終日通行可能(片側交互通行)**となったことで、山間部への大規模迂回が解消し、大幅に移動時間の短縮が図れた。



◆ 自然公園 (被害額約1億円)

【雨滝(あめだき)】(鳥取市国府町雨滝)出水により、県管理の自然歩道及び付帯する東屋が被災し通行止め。
【鷲峰山(じゅうぼうやま)】(鳥取市鹿野町河内)県管理の登山道で歩道流失等が発生し、全3コースのうち1コースが通行止め。



[雨滝(鳥取市国府町)]

関係大臣への緊急要望

関係大臣等に対し、激甚災害の早期指定や災害査定の迅速化・簡素化、未災箇所を含む一連の施設の改良復旧、必要な予算確保などを求める緊急要望を実施

<実施日及び要請先>

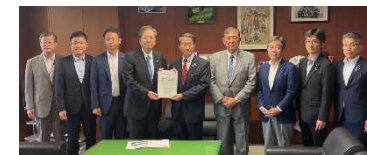
8/19 谷防災担当大臣

8/24 木原官房副長官

9/13 斉藤国交大臣

松本総務大臣、野中農水副大臣 豊田国交副大臣

野中農水副大臣



<斉藤国土交通大臣への要請>

【参考】台風第7号等災害復旧・復興対策予算

災害復旧・復興予算
(9月補正+専決)

367億円

※H12の鳥取県西部地震関連予算352億円を超え、過去最大の対策予算

<9月補正予算：331億円>

◆ 公共土木施設復旧（181億円）

- 道路、河川、治山施設等の公共土木施設の復旧、河川の樹木伐採・掘削
- 河川護岸、治山・砂防堰堤の改良復旧 等

◆ 農林畜産関連復旧（97億円）

- 農地及び農業用施設、林道・作業道の復旧 等

◆ 災害激甚化への対応、防災・減災対策の強化（51億円）

- 激甚化した災害被害（佐治川や国道482号沿い等）を踏まえた**今後の防災機能向上に向けた専門家による調査研究**
- 医療機関の浸水対策、道路冠水危険箇所へのWEBカメラ設置
- 台風第7号や今後発生する災害により被害を受ける公共土木施設や農林関連施設の早期復旧等を図るための復旧特別枠の設定（50億円） 等

◆ コロナ禍や台風被害を乗り越えるための観光振興（1.5億円）

- 旅行商品造成、情報発信強化、国際航空便の拡充に向けたプロモーション強化 等

<専決予算：36億円> 公共土木施設の応急復旧（27億円）、農林・商工・観光支援（7億円）、被災者支援等（2億円）